

## 市谷議員要望項目一覧

令和6年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>【大阪・関西万博問題】</b>            ○来年4月から開催予定の「大阪・関西万博」の会場の「夢洲」では、3月28日にメタンガスによる爆発事故が起きた。「夢洲」は産業廃棄物を埋め立てた人工島で、産廃処分場の廃止措置もとらずに利用しているから、メタンガスが発生したのである。またそれ以外にも、一酸化炭素、硫化水素、アンモニアの検出や、バス乗降場の下に埋め立てられた3千袋のPCB、落雷の危険から大屋根リングの手すりが避雷針に設定されていることや、刺されると死に至るヒアリ250匹の確認など、危険がいっぱいである。大阪府が、こんな危険な「夢洲」での万博開催にこだわるのは、万博の後に「カジノ・IR」を予定しているからである。「夢洲」は軟弱地盤の人工島で、インフラ整備に多額の経費がかかるため、松井元大阪府知事の著書によれば、政府・自民党と大阪府・維新の会が「忘年会」の席で、「夢洲」での万博開催に合意し、国策である万博を利用して、「カジノ・IR」会場のインフラ整備を税金で行えるようにしたのである。鳥取県も「大阪・関西万博」関連予算で7.1億円を計上しているが、大阪府の「カジノ・IR」の誘致に利用されているといっても過言ではない。万博は、「都市博」が1995年に開催10か月前に中止され、ウイーンやブダペストも中止している。その気になれば中止はできる。今からでも遅くない。カジノと一体の危険な「大阪・関西万博」の中止を関係機関に求め、鳥取県は離脱し、関連予算を一旦停止すること。修学旅行等で子どもを送らないよう、学校関係者に徹底すること。</p>	<p>大阪・関西万博は、インバウンド誘客やSDGs等の観点からも有意義なイベントであると考えており、県から関係機関への大阪・関西万博の開催中止の申入れや離脱を行うこと等は考えていない。</p> <p>なお、安全性の確保は重要であり、関西広域連合からも博覧会協会に万博会場の安全対策等に係る申入れを実施している。引き続き、博覧会協会が当然行うべき安全性の確保対策や徹底状況などについて、協会と連絡を密にしながら情報収集等を行っていく。</p> <p>また、修学旅行の実施は各学校において安心・安全を最優先に適切に判断されるものである。引き続き、学校への情報提供に努めていくこととしており、修学旅行を実施しないよう学校へ周知することは考えていない。</p>
<p><b>【政治と金】</b>            ①自民党裏金づくりは、抜け穴だらけの「改正政治資金規正法」では解決しない。自民党の裏金の原資であり、金で政治をゆがめる、「企業・団体献金」を全面禁止するよう国に求めること。</p>	<p>企業等による政治活動に関する寄附のあり方については、政治活動の自由と密接に関連する重要な問題であることから、国において議論されるべき事項である。</p>
<p>②兵庫県では、知事に対する公益通報を知事がチェックし、通報者の人権が侵害されることとなった。鳥取県では知事に対する公益通報はどうなっているのか。知事がチェックすることがないよう、適切な手続きを確立すること。</p>	<p>県業務に係る公益通報に関しては、「業務改善ヘルプライン要綱（平成18年4月1日施行）」に基づき総務部行政観察・法人指導課を窓口として実施しているところであるが、通報事項が知事に関するものである場合、通報者は、監査委員事務局に通報し、事案の処理は、代表監査委員の指揮のもと監査委員事務局が行うこととしており、制度創設当初から知事は関与しない仕組みになっている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【くらしと経済・雇用・賃上げ】</p> <p>①物価高騰が続いていることから、家計、電気・ガス、病院福祉施設、農林水産業、学校給食への支援策を追加・継続すること。円安・為替変動への対応は、融資だけでなく、国の臨時交付金を活用し、県内中小事業者に給付金を支給すること。</p>	<p>物価高騰対策については、7月11日に国に対して物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の拡充などを要望したところであり、国の動向等を踏まえて県としての対策を検討する。</p> <p>また、急激な円安・為替変動への対応については、資金繰りの安定化の重要性に鑑み、発動済みの地域変動対策資金（円安緊急対策枠）を見直し、8月9日から拡充したところである。</p> <p>為替相場等の動向が依然不透明であることから、県内中小事業者の資金繰り懸念に応え、同融資の受付期間の延長、市町村と協調した最大実質無利子化（最長3年間）の延長を9月補正予算案で検討しているところであり、給付金支給は考えていない。</p>
<p>②あらゆる物価を下げるため、消費税を5%に減税するよう国に求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めることは考えていない。</p>
<p>③鳥取県の最低賃金は、10月から時給957円とすることを、鳥取地方最低賃金審議会が答申した。しかし、暮らせる賃金、時給1,500円・月額20万円にはほど遠い。アベノミクス以降に急増し500兆円を超えた大企業の内部留保に、時限的に課税して、中小企業の賃上げ直接支援に回し、格差なく全国一律時給1,500円となるよう国に求めること。また、今回答申された時給957円でも、中小事業者からは実施が苦しいとの声も聞く。県の賃上げ支援策は、現在の鳥取県のような生産性向上の取り組みに対してではなく、岩手県のように、賃上げに対する直接支援を行うこと。</p>	<p>最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項である。</p> <p>令和6年6月、国は「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、最低賃金の全国加重平均を2030年代半ばまでに1,500円とする目標の前倒しを掲げており、今後の国の動向を注視していく。</p> <p>なお、賃上げは生産性向上を通じて企業の経営力を高めるための取組と両輪で進めるべきものであり、県ではこれを「持続的な経営力向上・賃上げ事業者支援補助金」により支援しているため、直接支援のような一時的な対策の実施は考えていない。</p>
<p>④人事院が6月28日、国の非正規公務員について、3年で機械的に雇止めする「3年目公募」の制限を撤廃すると、各省庁や自治体に通知した。民間に適用されている労働契約法の「無期雇用」への転換ではないが、継続した雇用への第一歩である。鳥取県の会計年度任用職員にも適用し、安定雇用を保障すること。</p>	<p>公募によらない再度の任用回数の制限を撤廃することについては、募集・採用に当たっての均等な機会という点で平等取扱いの原則も踏まえ、適切な対応を行う。</p>
<p>⑤福祉生活病院常任委員会が「保育関係者」と行った出前県議会では、「鳥取短大の保育士養成学科の定員割れが激しい」、「保育士の募集をかけても応募がなかったり、離職があったりして、保育士が圧倒的に足りない」、「賃金が安すぎる」などの意見が出された。この声に応え、保育士の処遇改善とそのため公定価格の抜本的引き上げを国に求めること。県独自に保育士に対する賃上げ直接支援を実施すること。行政が採用する保育士は半分以上が非正規で低賃金である。県や市町村の保育士は、非正規ではなく、正規雇用の枠を拡大するよう協議すること。また、人事院の「3年目公募」の制限撤廃を活用し、県・市町村で、非正規で働く保育士の安定雇用を保障すること。</p>	<p>保育士不足や保育士の処遇改善に係る対応については、全国的な課題であり、公定価格の引上げについて令和6年7月11日に国に対して要望しており、今後も引き続き国に要望していく。</p> <p>県で採用している保育士は正規職員で配置しており、非正規職員は、育休代替等の有期的な場合のみ配置しているものである。</p> <p>また、本県の会計年度任用職員制度において、公募によらない再度の任用回数の制限を撤廃することについては、募集・採用に当たっての均等な機会という点で平等取扱いの原則も踏まえ、適切な対応を行う。</p> <p>なお、市町村の保育士の雇用形態については、各市町村における実情を踏まえた上で各市町村において検討されるべきである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥令和6年度の教員の欠員状況を提示すること。大阪で採用試験をして受験者を増やすだけでは、必ずしも採用者が増えるわけではないことは、すでに明らかである。処遇改善が必要であり、全国に比べ安い鳥取県の教員の賃金を引き上げること。国を待たず、県独自にでも返済不要の奨学金制度を作ること。採用一次試験の免除は2年の講師要件を緩和して、正規採用者が増えるようにすること。</p>	<p>令和6年5月1日時点での欠員状況は、小学校32名、中学校6名、義務教育学校1名、特別支援学校16名となっている。</p> <p>教師の処遇改善については、中央教育審議会特別部会で中間まとめが行われた段階であり、今後の審議や文部科学省の対応を注視していく。</p> <p>また、令和6年3月19日の中央教育審議会教員養成部会での議論を受け、文部科学省は教職大学院を修了し教師となった者を中心に、令和6年度に実施される教員採用選考等の受験者から奨学金の返還免除制度を適用する方針を決定した。大学院だけでなく学部段階の奨学金の返還支援も含めた支援の更なる充実に向けては、大学院対象での効果を踏まえ、国において引き続き検討を進めることとされており、今後も国の動向を注視していく。</p> <p>特別選考「県内公立学校の講師等を対象とした選考」については、過去に一次試験を合格し、学力の能力実証ができた県内講師の受験負担を軽減するための制度である。公平・公正を前提とすることから、その条件として24月という一定の勤務歴を求めている。御提案のあったような制度変更を行うことは考えていない。</p>
<p><b>【福祉・社会保障】</b></p> <p>①新型コロナは、この間、新たな株に置き換わり、感染が拡大し、県内でも、1週間の1医療機関当たりの感染者数は10人超えが続くなど、高止まりし、お盆明けからの感染者の増加が懸念されている。今の感染拡大「第11波」は、新型コロナ5類化以降続けられてきた、抗ウイルス薬の自己負担軽減や、診療報酬の特例の経過措置が3月31日に打ち切られて以後、初めて起きている感染拡大の「波」である。命を守り、医療逼迫や医療崩壊を防ぐには、予防や治療が必要だが、1割負担で1万円、3割負担で3万円もする抗ウイルス薬を断るケースも少なくなく、10月から開始されるワクチン接種も無料対象が縮小され「接種控え」が起きる可能性がある。新型コロナ治療薬の自己負担への助成を行い、インフルエンザの抗ウイルス薬（タミフルなど）と同水準の額となるようにすること。新型コロナワクチン接種の自己負担額や対象は市町村が決めるが、県も支援して自己負担の軽減を図ること。ワクチンの有効性・安全性について、新たな知見・エビデンスも含めて情報提供し、県民の疑問に答え、副反応についての原因究明と被害者救済に万全を期すよう国に求めること。</p>	<p>新型コロナ対策については、令和6年4月1日から通常の医療提供体制に移行し、これに伴い治療薬の公費支援等の特別な支援は終了したものであり、再開することは考えていない。</p> <p>新型コロナワクチンの定期接種については、インフルエンザワクチンの定期接種と同程度の自己負担で接種できる環境を整備するため、令和6年度に市町村に対する国の財政措置が講じられており、県独自に支援することは考えていない。</p> <p>新型コロナワクチンの有効性・安全性等については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等での議論の状況を注視し、必要に応じて市町村等と協力して情報発信していくとともに、予防接種の副反応による健康被害が生じた場合には、健康被害救済制度により市町村と協力して適切に対応していくこととしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②旧優生保護法による障がい者の強制不妊手術は憲法違反であり、国家賠償を求める最高裁判決が出て、岸田総理が謝罪した。強制不妊手術は各都道府県の審査会で決定しており、県もその一端を担っていることを踏まえ、知事は、求めに応じなかった謝罪を、議場で述べる。そして、裁判の判決で触れられていない「中絶」も含め、人権侵害を受けた全ての被害者に対して、損害を賠償・補償するための立法措置を講じるよう、国に求めること。</p>	<p>旧優生保護法による不妊手術の被害については、これまで議場において遺憾の意を表してきているところである。 新たな補償制度については、現在、国が制度を検討していることから、その動きを注視していく。</p>
<p>③12月2日から「マイナ保険証」を強制し、従来の保険証の廃止を国が決定したことを受け、全国の薬局や医療機関で、「マイナ保険証でない」と後回しにする、「マイナ保険証しか受け付けない」などという事態が生じている。こうした差別的な対応をしないよう指導すること。そして今も、マイナ保険証のトラブルは続いている。従来の保険証を存続させるよう国に求めること。</p>	<p>医療保険制度の基本部分である健康保険証のあり方は、国で検討されるべきものと考えており、従来の健康保険証を存続させるよう国に求めることは考えていない。 なお、御指摘のような事例を把握した場合には、個別に対応することとしている。</p>
<p>④物価高騰で家計が苦しくなる中、国民健康保険料の負担が重いとの声を聴く。国民健康保険料を引き下げるため県独自の支援策を講じること。国保の子どもの均等割の完全無料化を国に求め、県も独自に支援策を講じること。</p>	<p>県としては、法定されている応分の負担を行っており、国民健康保険料を引き下げるための県独自の財政支援は考えていないが、市町村が県に納める納付金の上昇抑制のために財政安定化基金を活用しているところである。 また、子どもの均等割の軽減措置については、子育て世帯の負担軽減の観点から、法令に基づき実施しているものであり、更なる負担軽減は制度設計を行っている国において行われるべきものと考えている。 そのため、対象範囲の拡充及び軽減割合の拡大について、国に対して全国知事会及び本県から引き続き要望を行っていくが、県が独自に支援を行うことは考えていない。</p>
<p>⑤新型コロナのパンデミックを経て、第8次鳥取県保健医療計画（令和6年4月策定・令和11年まで）では、基準病床数が6,058床と、第7次計画の5,935床より増えたことは良かったが、東部圏域では2,338床から2,308床へと減少し、感染症病床も12床に留まっており、新型コロナの教訓が生かされていないため、増床するよう見直すこと。また、精神科病床が1,583床から1,345床へと極端に減っているが、患者数の増加に見合っておらず、病床数を減らさないこと。2025年を期限とする地域医療構想の見直しが始まるが、病床削減計画を地域や医療機関に押し付けるものであり、地域医療構想は廃止すること。</p>	<p>東部圏域の療養・一般病床の減床は、圏域の平均在院日数の縮減や他圏域からの流入入院患者数の減少といった圏域の医療需要の変化を評価、反映させたものであり増床することは考えていない。 また、新興感染症の発生時には、改正感染症法に基づく医療措置協定により既存の病床を活用することとしていること、また精神科病床については、治療の効果や地域移行が進んでいることにより、入院患者数そのものは減少していることから、感染症病床、精神科病床ともに増床は考えていない。 医療資源に限りのある中、医療需要の変化を踏まえた効率的な医療提供体制の整備に向けた検討は必要と認識しており、地域医療構想の廃止は考えていない。なお、国に対しては従前から地域の主体的な取組への支援を働きかけている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥鳥取県内の障害者支援施設の利用調整対象者(待機者)数が7月1日現在、727人にも及び、定員951人に対し、ほぼ同じくらいの方が待機しており、圧倒的に施設が不足していることから、増設を計画すること。</p>	<p>国の障害者基本計画において、入所施設等から地域生活への移行の推進が基本的方針として示される中、本県においても、障がいのある方が安心して地域で生活できるための体制の充実を進めており、具体的にはグループホームの整備に対する支援、重度障がい者や強度行動障がい者の方に対する訪問系サービスを提供する際の運営費補助等を行っている。</p> <p>今後も様々な施策を通じ、障がいのある方が地域で生活するために必要なサービスの確保、ひいては真に施設入所を必要とする方が少しでも早く入所につながるような環境の整備を進めていく。</p>
<p>⑦精神障がい者に特化した「精神保健福祉審議会」を、42都道府県が設置しているが、未設置が3県、鳥取県を含めた2県が三障害一体の審議会の設置となっている。一方、精神疾患は増加しており、鳥取県でも精神に特化した審議会を設置し、より適切な支援が講じられるようにすること。</p>	<p>平成17年以前は県精神保健審議会を単独で設置していたが、平成18年4月の障害者自立支援法の施行で障害福祉サービス3障害が一元化されたこと、また、精神保健福祉法の一部改正により県精神保健福祉審議会が必置から裁量設置になったことを踏まえ、本県では全国に先駆け見直しを行い、県障害者施策推進協議会において精神障がい者施策についても一体的に審議することとし、県の精神保健福祉審議会の役割を協議会に付与した(県精神保健福祉審議会条例を廃止)。現在、県障害者施策推進協議会では、精神障がいに関する事項も含め多様化・複雑化する課題に対して様々な視点から議論を行っており、精神障がい者に特化した審議会を復活させることは考えていない。</p>
<p>⑧6月1日に労働局が発表した「雇用情勢」が示す、障がい種別の「就職件数と就労者数」は、身体障がい者は「103件と1,100人」、知的障がい者は「144件と436人」、精神障がい者は「524件と467人」と、精神障がい者だけが、就職件数が就労者数に届いておらず、職場定着が出来ていない実情が表れている。精神障がい者の離職理由として、「心身の状況に合わせた働き方が困難」、「職場での無理解」があげられており、離職理由に見合った職場の対応が出来るよう、県が支援すること。</p>	<p>障がいのある人が職場適応できるよう必要な支援を行う援助者、ジョブコーチについて、県版ジョブコーチセンターの設置や訪問型ジョブコーチの活動費の支援、ジョブコーチ養成研修の県内開催等を通じ、ジョブコーチ支援の充実を図るとともに、企業内支援者研修、とっとり障がい者仕事サポーター養成講座等により、職場での障がい特性の理解を推進している。</p> <p>これらの対策を通じ、引き続き、関係機関と連携して精神障がい者の職場定着を支援していく。</p>
<p>【子ども・教育】</p> <p>①文科省が行った「学校給食に関する実態調査」(令和5年9月1日現在)では、学校給食費の無償化を実施していると回答した市町村教育委員会等の75.8%が支援要件を設けることなく小中学生全員を対象に無償化を実施している。鳥取県内の無償化は19市町村中4町(若桜町・智頭町・大山町・江府町)と21.1%であり、全国に比べて大きく遅れている。また、同調査の「都道府県別学校給食費平均月額」で、鳥取県は10番目に高く、収入や賃金が低い鳥取県では、給食費の負担が保護者に重くのしかかっており、全ての学校での無償化が急がれることが明らかになった。学校給食の無償化に向けたロードマップを早急に示すよう国に求め、市町村と無償化に向けた協議を急ぎ、一日も早く無償化を実現すること。</p>	<p>子育て世代である小・中学生の保護者の経済的負担を軽減するため、全国一律の包括的な学校給食費の負担軽減の仕組みづくりを進め、具体的な施策を示すとともに、必要な財源措置を早急に行うよう、令和6年7月11日に国に要望を行ったところであり、今後も引き続き国に対して働きかけを行う。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②国立大学の学費値上げの議論が各大学や中教審で出されている。これ以上の学費引上げは進学を阻害し、貧困の連鎖を拡大する。学費を引き上げないよう国に求めること。鳥取環境大学の学費無償化や、県で返済不要の給付型奨学金制度を創設すること。</p>	<p>国立大学の学費については国において検討されることであり、状況を注視する。高等教育費の負担軽減については、令和6年7月11日に国に対して修学支援新制度の拡充など、更なる支援策を講じることを要望した。令和7年度から多子世帯の学生等について授業料等を無償にする措置が講ぜられることに加え、「国の経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針）」においても、中長期的な取組として、高等教育費の負担軽減に向けて必要な支援の検討を進めるとされていることから、県独自の支援については考えていない。</p>
<p>③発達障がい児が増え、子どもの発達に不安を感じる保護者も増えているように感じる。一時的な診断だけで終わるのではなく、系統的に子どもを診てもらえるような場や機会がほしいとの保護者の声も聴く。そうした、保護者や子どもが相談したり、関わりやすい場をつくり、保護者に周知すること。</p>	<p>子どもの発達に不安を感じる保護者の相談先として、市町村が発達相談や発達教室を実施しているほか、県においても『エール』（鳥取県発達障がい者支援センター）やペアレントメンター（発達障がい児の子育て経験のある保護者）による相談支援を実施している。</p> <p>診断で終わることなく、発達段階に応じた適切な支援につながるよう、引き続き市町村と連携して周知を行っていく。</p>
<p><b>【農業・カメムシ被害】</b> ①カメムシ被害とその懸念が広がっている。イネカメムシ対策には液状の防除薬が効果があるとのことだが、散布が難しいと聞く。液状防除薬や散布経費（委託費等）への県の補助率1/3や補助額を拡大すること。また、カメムシ被害で飼料用米の収量が少なかった場合、昨年のように災害として認め、水田活用直接支払交付金を通常ベースで支給するよう国に求め、また県としても独自の収入補填をすること。果樹のカメムシ対策として、防除経費を追加支援し、収入減少に対する補填を検討すること。</p>	<p>イネカメムシ対策としては、令和6年度当初予算で無人ヘリ、ドローンによる液状防除薬の一斉散布のための防除経費や注意喚起などの支援を実施しており、更に予備費を活用して予算額を増額したところである。また、市町村において独自に農薬代の支援を実施されていることから、県としてこれ以上の拡充は考えていない。なお、水田活用の直接支払交付金の対象となるかどうかは、国が判断することである。</p> <p>果樹カメムシ類対策としては、予備費を活用した「果樹カメムシ類緊急防除支援事業」で、果樹生産者が実施する追加防除に要する薬剤経費の一部を支援することとしている。</p> <p>水稲や果樹における病虫害被害等の収入減少については、農業共済や収入保険制度への加入を推奨しており、県独自の補填は考えていない。</p> <p><b>【当初予算】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化に対応した農業推進事業（斑点米カメムシ防除対策） 8,827千円</li> </ul> <p><b>【予備費】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イネカメムシ緊急防除体制整備事業 15,000千円</li> <li>・果樹カメムシ類緊急防除支援事業 10,000千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②7月30日の「食料・農業・農村政策審議会食料部会」で了承された「コメの基本指針」では、3月に示した見通しで177万トンとされていたコメの在庫が、6月末時点で過去最低の156万トン（前年同期比41万トン減）となり、コメ不足から、価格の上昇や、2024年産米を大手企業が買い占め、更なる価格上昇となり、主食であるコメが一般消費者に届きにくくなることも懸念されている。コメの需要拡大は良いことであり、それに見合って、鳥取県のコメの生産計画は、「減産」、「現状維持」から「増産」する方向へと転換し、再生産可能な販売価格となるよう、県も下支えすること。</p>	<p>現状、主食用米は昨年度の猛暑の影響などで民間在庫が減り相対価格が上昇しているが、農林水産省の見解では「需給が逼迫する状況にはない」とされている。 米の生産計画については県農業再生協議会において従来から需要に応じた生産数量目標を設定しており、適正な作付規模・価格となるよう取り組んでいる。</p>
<p>③8月16日付「日本農業新聞」で、農業高校の教員に支給されるべき「産業教育手当」が支給水準（給料の10%）通りに支払われていないこと、鳥取県は全国で唯一1円も支払われていないことが明らかとなった。改善のため文科省が都道府県委員会に対し、交付税が措置されており、手当について適切に対応するよう通知を出している。「産業教育手当」を支給水準通りに支給すること。</p>	<p>産業教育振興法の趣旨や本県が産業教育手当を廃止した経緯等を踏まえながら現在の実態も考慮し、検討する必要がある。</p>
<p><b>【平和・憲法】</b> ①米兵によって、16歳の少女が誘拐・性的暴行を受けるという重大な犯罪が、昨年12月に発生していたにも関わらず、国は沖縄県に通報せず、6か月後に地元メディアの報道で明らかとなるなど、米兵の犯罪が隠蔽されていた。政府は「被害者のプライバシーへの配慮」と言うが、1995年の少女暴行事件を契機につくられた関係自治体への通報制度に反するものである。同様の事態が、沖縄県以外でもあることが分かっており、沖縄県だけの問題ではない。全国知事会で改めて通報制度の実施を国に確認し、米兵による犯罪を許さない態度を明確にとること。</p>	<p>米軍人等による事件・事故に関する国から地方自治体への通報に対しては、まずは国において日米間、政府内での通報手続きを確認して徹底すべきものとする。なお、全国知事会において、政府に対して、米軍人等による事件・事故防止について、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組を進めることを要望している。</p>
<p>②政府・自民党は、4月の「日米首脳会談」で、自衛隊を米軍の指揮・統制下に組み込むことを合意し、更に7月28日の軍事・外交の閣僚級会合「2プラス2」では、「核抑止力の拡大」を合意した。唯一の戦争被爆国であり、戦争をしないと憲法で誓った日本として、あるまじきことである。この2つの合意内容に、県として遺憾の意を表明し、実施はやめ、国連核兵器禁止条約に参加するよう国に求めること。</p>	<p>外交防衛については、国の専権事項であり、国において議論されるべきものである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③自衛隊美保基地配備の KC-46A（新型空中給油機）が、訓練中に給油管が収納できなくなり、米子鬼太郎空港に不時着する事故が起きた。原因究明と住民説明、KC-46A の配備計画の中断を求めること。</p>	<p>美保基地所属のKC-46A 空中給油・輸送機について、8月6日の訓練中に空中給油ブームが正常な位置に格納できない状態となり、美保基地飛行場に緊急着陸したことにより、滑走路が一時閉鎖となり、民間機の離発着に遅延を生じることとなった。</p> <p>県としては、8月6日及び7日に美保基地に対して、原因究明と再発防止に向けた安全対策とともに、地元自治体、地元住民に説明を行うよう申入れを行った。また、同機の配備計画中断を国に求めることは考えていない。</p>
<p>④全国で自衛隊地方協力本部が 2023 年に小中学生を対象に実施した「基地・駐屯地見学」、「職場体験」、「隊員による講演」の件数が、直近5年間で最高の2626件となり、鳥取県は、「見学35件」、「職場体験42件」、「講演8件」の合計85件と、全国で9番目に多いことがわかった（日本共産党紙智子参議院議員調べ）。自衛隊は国際法上軍隊であり、中学生への自衛隊勧誘は保護者や学校の進路指導担当者を通じてしかやらないよう文科省からも通知が出ており、理解することが難しい発達段階にある子どもたちに、公教育の場を利用して接触する事はあってはならない。学校教育の場での接触をやめるよう、自衛隊及び学校関係者に徹底すること。</p>	<p>自衛隊鳥取地方協力本部が実施している各種事業は、自衛隊や自衛官について、県民に幅広く理解していただくことが目的の1つである。</p> <p>他の職業と同様に、職業の一つである自衛官について理解を深めることで、特に若者にとっては「職業観・勤労観」や「自分の将来を考える力」などを育む契機となり得る有意義な機会と認識している。</p> <p>『小学校及び中学校の学習指導要領（平成29年告示）解説（社会編）』では、自然災害と防災に係る学習において、国や地方公共団体と消防、警察、自衛隊などの関係機関、地域などとの連携によって、人々の生命や安全の確保のために活動していることに触れることの必要性について示されており、このことを踏まえ、各学校において、自衛隊鳥取地方協力本部が準備した職場体験（見学）学習・出前授業メニュー（防災プラン・災害体験教育プラン等）を活用した防災教育を計画・実施しているものと考えている。</p> <p>これらのことから、学校教育の場での接触をやめるよう、自衛隊及び学校関係者に働きかけをすることは考えていない。</p>
<p>⑤鳥取市が、18歳の住民基本台帳の個人情報を自衛隊地方協力本部に提供しているが、15歳、22歳の個人情報の提供も求めてきている。中学生への勧誘や、本人の了解なしに自治体が個人情報を提供することはあってはならない。情報提供をやめるよう、市町村や自衛隊地方協力本部に求めること。</p>	<p>自衛官の募集事務は、自衛隊法に基づく都道府県知事及び市町村の法定受託事務であり、募集対象者の名簿の提供は、市町村の判断で行われているものである。また、自衛隊鳥取地方協力本部においても、必要最低限の範囲で、募集対象者情報の提供依頼を行っているものである。引き続き、法令に基づき、市町村等と連携した自衛官募集事務を適正に執行していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥県営鳥取空港への自衛隊機の離発着が、令和元年度5回、令和2年度1回、令和3年度2回、令和4年度1回、令和5年度は8回も行われた。離発着の理由は、「広島の上陸自衛隊の知事表敬訪問」、「体験搭乗」、「コナン空港フェスタでの地上展示」、「原子力防災訓練」、「大規模地震時医療活動訓練」、「災害派遣事前訓練」、「災害派遣に備えた飛行場周辺の地形慣熟と離着陸及び駐機要領の確認」とあり、特に昨年度は災害対策を理由に回数が増加している。しかし、「安保三文書」で、民間空港・港湾を自衛隊が訓練で利用できるとされ、各地の空港で米軍機の利用が相次いでいることから、軍事利用ではないかと住民から不安の声が上がっている。「軍事目的ではない」、「軍事利用にはつながらないことは絶対ない」と、住民に対して県が直接説明し、不安が払しょくできないようであれば、自衛隊機の鳥取空港利用はやめること。災害訓練は、防災ヘリ等で実施すること。</p>	<p>鳥取県、鳥取市及び湖山地区自治会との協定で、鳥取砂丘コナン空港は軍事目的に供さないこととしており、県は自衛隊機が鳥取砂丘コナン空港を離着陸する際には、使用目的を把握し空港周辺自治会に軍事目的の利用ではないことを事前に説明し、文書で周知を図っている。</p> <p>鳥取空港は災害時における、人命救助・避難・物資輸送等の拠点である。災害時に県民の安全と安心を確保するため、連携して円滑な活動ができるよう、自衛隊の協力を得て訓練等を行っている。</p>
<p>【ジェンダー問題】</p> <p>①選択的夫婦別姓は、日本経団連も早期実現を政府に求めるほど、世論が広がっている。鳥取県としても早期実現を国に求めること。</p>	<p>選択的夫婦別姓制度については、国の第5次男女共同参画基本計画において、「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断を踏まえ、更なる検討を進める」とされている。本県としては、国民的な議論を踏まえ国において早急に結論を導くべきものと認識しており、引き続き動向について注視していきたい。</p>
<p>②戸籍上の性別を変更する際の要件について、昨年10月最高裁で、「生殖不能要件」は違憲判決が出て、「外觀要件」についても、今年7月の高裁で違憲判決が出た。20年が経過した「性同一性障害特例法」は、「病理モデル」から「人権モデル」へと移行した性自認のあり様に基づき改正するよう、国に求めること。</p>	<p>「病理モデル」から「人権モデル」への移行を踏まえた改正も含め、司法の判断を踏まえた法律の見直しは、国において検討されるべき事項であり、当該法律に係るそうした観点での改正を国に求めることは考えていない。</p>
<p>【環境・エネルギー・原発】</p> <p>①淀江産廃処分場計画は、設置許可の審査が始まったが、住民が提出できる意見は「生活環境保全上の見地からの意見」に限定されており、住民が数値的な科学的根拠まで示して意見を述べることは困難である。住民が抱く不安に対し、専門家が大丈夫だと論証すれば、それで設置が許されるということにはならない。そもそも、水源地上流での産廃処分場の設置自体が非常識であり、産廃処分場から出てきたと考えられるPFASによる水の汚染が全国各地で問題になっている。しかも、淀江産廃の計画地は軟弱地盤であり、そんな危険なところにあえて産廃処分場をつくるべきではない。淀江産廃処分場計画は、もともと知事が推進してきたものである。県の責任で中止すること。</p>	<p>現在、淀江産業廃棄物管理型最終処分場の設置許可申請に対し、専門的知識を有する者の意見も踏まえて、申請内容が許可基準に適合しているかどうかを審査しているところであり、県としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に則って施設の安全性等について丁寧かつ厳正に審査した上で、許可の可否を判断することとしている。</p> <p>なお、法上、利害関係者が提出できる意見は、「生活環境の保全上の見地からの意見」とされており、数値的な科学的根拠まで求めているものではない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>また、国・県のPFAS汚染の調査は、三大河川や湖沼だけでなく、水源地や井戸でも実施し、結果を公表すること。</p>	<p>水道水の安全性確保は水道事業者（市町）が対応することであり、水質検査を未実施の水道事業者に対しては国が本年9月末までの実施を要請していることから、県としては未実施の市町に対して働きかけを行っていく。</p> <p>全国調査の結果については国において公表予定であるが、全ての水道事業者においても公表されるよう促していきたい。</p>
<p>②脱炭素を確実にするため、国の第6次エネルギー基本計画は、再生可能エネルギーをベースロード電源とし、その割合を高め、放射線被害という異質な危険性をもつ原発はゼロとするよう求めること。</p>	<p>エネルギー需給に関する施策・方針は、エネルギー政策基本法に基づき、国がエネルギー基本計画で定めることになっており、原子力発電を含めたエネルギー構成については、国が適切に判断すべきものである。</p>
<p>③能登半島地震を受けて、県と米子・境港両市が、国の関係機関や中国電力に申し入れていた事項について、8月9日の「令和6年度鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議」で回答が寄せられた。これに対し知事は、①慎重にその妥当性を原子力安全顧問会議の審議に付す、②両市での議会の説明、③議会側にも直接説明、④住民にも直接説明する機会が大切とされた。これらを是非とも実施すること。そして、県議会に対しては「議員全員協議会」で、国の関係機関・中国電力が直接説明する機会を設けること。その上で、各回答について、次の点で疑問があるため、明らかにしていきたい。</p>	<p>国及び中国電力の回答内容については、県原子力安全顧問に専門的かつ技術的に確認していただいているところである。また、国及び中国電力は様々な機会を通じて説明を行っている。</p> <p>県としては、島根原発は安全が第一義と考えており、島根原発2号機の安全対策に関しては、専門家である原子力安全対策顧問の意見や住民の意見、米子市及び境港市の意見、県議会の意見を聞いた上で中国電力に意見するとともに、必要な事項については国に要望を行う。</p> <p>なお、議会における審議等については、地方自治法の規定等を踏まえ、議会で御判断いただきたいと考えている。</p>
<p>(1) 能登半島地震の断層評価と、島根原発の断層評価について</p> <p>○原子力規制委員会が、「能登半島地震は、地震発生前に知られていた震源断層が連動して活動し、地震動は全体的に従来の知見と整合している」として、新たな地震評価が必要ないかのようなことを述べている。しかし、8月2日の政府・地震調査委員会の報告では、能登半島北岸断層帯を中心に、門前断層帯、富山トラフ西縁断層の一部が動いた可能性があるが、「最近起きた地震の影響は考慮していない」「次に起きる地震の規模や発生確率は今後検討」と、分析途上である。また、この度の報告で、若狭湾近くの「沖ノ礁北方断層」(25キロ/M7.2)、「浦島礁北方北断層」(40キロ/M7.5)、「浦島礁北東断層」(25キロ/M7.1)が、新たに活断層と認定されており、その影響評価も必要と考える。そこで、能登半島地震の「長期評価」と、鳥取沖西部断層との関連、そして島根原発への影響や避難計画との関連の調査を求める。少なくとも、同「長期評価」が終わるまで、島根原発は再稼働すべきでないと考えているが、回答を求める。</p>	<p>県としては、島根原発は安全が第一義と考えており、島根原発2号機の安全対策に関しては、専門家である原子力安全対策顧問の意見、住民の意見、米子市及び境港市の意見、県議会の意見を聞いた上で中国電力に意見するとともに、必要な事項については国に要望を行う。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 志賀原発が稼働していた場合の評価について</p> <p>○中国電力が、「今回の能登半島地震では、志賀原発は新規制基準の適合性審査中だが、安全性が確保され、安全上重要な機器で問題となる被害は確認されていない」「従前の地震動・津波評価と整合し、見直しの課題はない」としているが、今回、志賀原発は稼働していなかった。稼働していたら、どうなっていたのかシミュレーションし、その結果を求める。</p>	<p>県としては、島根原発は安全が第一義と考えており、島根原発2号機の安全対策に関しては、専門家である原子力安全対策顧問の意見、住民の意見、米子市及び境港市の意見、県議会の意見を聞いた上で中国電力に意見するとともに、必要な事項については国に要望を行う。</p>
<p>(3) 志賀原発の変圧器の油漏れ・油位低下による内部損傷について</p> <p>○中国電力は、志賀原発の変圧器の絶縁油漏れによる油位低下で内部損傷が発生したことを受けて、「自主的に、損傷を防ぐ油位低下時の変圧停止手順を整備する」としているが、原子力規制委員会が「油位低下による内部損傷」を指摘していない理由の回答を求める。また、原子炉が爆発した場合、原子炉に近づけないが、油漏れへの対応、引火防止は、どのようにするのか回答を求める。</p>	
<p>(4) 志賀原発のモニタリングポストの欠測について</p> <p>○能登半島地震で起きたモニタリングポストの欠測について、中国電力は「自ら設置しているモニタリングポストで24時間監視は可能」としているが、どこに設置しているのか。「可搬式モニタリングポストも使用する」としているが、原子炉が爆発した場合、誰がどのように運ぶのか、回答を求める。</p>	
<p>(5) 志賀原発の基準地震動の超過について</p> <p>○志賀原発では、一部周期0.47秒で、想定地震動を超過(1号機918ガル⇒957ガル、2号機856ガル⇒871ガル)した。中国電力は、島根原発2号機の基準地震動は820ガルだが、基準地震動Ss-Dの周期0.47秒での加速度応答スペクトルは約1,200ガルとしているが、これは反映されているのか、回答を求める。</p>	
<p>(6) 宍道断層と鳥取沖西部断層の連動について</p> <p>○中国電力は、宍道断層と鳥取沖西部断層の間は、「音波探査で活断層がない。断層を遮る地質構造があり、文献調査で活断層の可能性を示す重力異常がない」として、連動しないと評価しているが、なぜボーリング調査、地表地質踏査はしていないのか、回答を求める。</p>	

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(7) 地震・津波による「非常用海水ポンプ」への影響・汚染水対応について</p> <p>○中国電力は、津波に対し海拔 15m の防波堤を設置し、引き波に対しては、-8.32mから取水できる非常用海水ポンプを設置し、原子炉熱を除去する海水取水が可能としているが、「非常用海水ポンプ及び取水口」は、地震や津波で壊れないことを確認しているのか。また原子炉が爆発した場合に発生する汚染水の処理はどうなっているのか、回答を求める。</p>	<p>県としては、島根原発は安全が第一義と考えており、島根原発 2 号機の安全対策に関しては、専門家である原子力安全対策顧問の意見、住民の意見、米子市及び境港市の意見、県議会の意見を聞いた上で中国電力に意見するとともに、必要な事項については国に要望を行う。</p>
<p>(8) 海面隆起と宍道断層沈降について</p> <p>○中国電力は、地震による海域の隆起は 34 cmだが、能登半島地震と同様の 4m を想定しても、取水可能で敷地内アクセスルートの段差は生じないとしている。しかし、近くの宍道断層は 2m沈降し、敷地と宍道断層との段差によって交通が遮断され、各種対策を困難にすることはないか、回答を求める。</p>	
<p>(9) 変圧器の耐震性と配管損傷について</p> <p>○中国電力は、「志賀原発の変圧器が耐震Cクラスを上回る加速度を想定して設計されたが、それを超えて配管損傷したものの、全電源喪失は回避されており、外部電源の多重性が有効と確認した」としている。では、そもそも「島根原発の変圧器の耐震性」の評価はどうなのか回答を求める。</p>	
<p>(10) 変圧器の配管損傷と油漏れ対応</p> <p>○中国電力は、「変圧器の接続配管が地震で損傷する可能性が否定できない」としつつ、漏れた油は「防油堤内」に貯留されるとしているが、引火対策について、回答を求める。</p>	
<p>(11) 使用済燃料プールの溢水対応について</p> <p>○中国電力は、スロッシングで、使用済燃料プールが溢水しても、プール保有水量約 1,600m<sup>3</sup>のうち、飛散想定 180m<sup>3</sup>・水位低下 1.1mであって、「温水が保安規定の 65 度となるまでに、残留熱除去系による給水・冷却が可能」で、大丈夫としているが、プールが更に壊れて、水位が低下した場合どうするのか。規制委員会は、「溢水は回収・ふき取りを行うことで、外部に放射線の影響は与えない」と言うが、回収・ふき取りをどうやって行うのか、回答を求める。</p>	

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(12) 燃料プールの冷却ポンプの停止について</p> <p>○中国電力は、燃料プールの冷却ポンプが停止した場合、「建物外から、大量送水車を利用して注水する」としているが、地震で道路が寸断されたり、宍道断層が 2m 沈下して通行困難になった場合どうするのか、回答を求める。</p>	<p>県としては、島根原発は安全が第一義と考えており、島根原発 2 号機の安全対策に関しては、専門家である原子力安全対策顧問の意見、住民の意見、米子市及び境港市の意見、県議会の意見を聞いた上で中国電力に意見するとともに、必要な事項については国に要望を行う。</p>
<p>(13) 高圧電源車のアクセスルートについて</p> <p>○中国電力は、高圧電源車のアクセスルートは複数確保しているが、万一全て通れない場合、別ルートで可搬型装置により対応可能としているが、誰がどのように対応するのか回答を求める。</p>	
<p>(14) 低圧タービン警報発生の対応について</p> <p>○中国電力は、低圧タービンの警報が鳴った場合、タービンやケーシング、計器の健全性を確認・補修すると言うが、原子炉爆発の場合、誰がどう実施するのか、回答を求める。</p>	
<p>(15) 重大事故時の対応の体制について</p> <p>○中国電力は「重大事故対策の実施組織や要員の常時確保に係る体制整備」をしていると言うが、中国電力や協力会社の職員体制、職員の正規・非正規の状況はどうか回答を求める。</p>	
<p>(16) 安全文化の監視・評価の体制について</p> <p>○中国電力は、安全文化の監視・評価のために「社長直属の組織」で監視すると言うが、どのような体制か、またその評価体制はどうか回答を求める。</p>	
<p>(17) 「避難計画」と「原子力防災対策指針」について</p> <p>○原子力規制委員会が、屋内退避や避難の考え方を定めている原子力防災対策指針において、「放射線の重篤な確定的影響を回避又は最小化、確定的影響のリスクを低減する」としているのは、放射線被ばくはゼロではないという解釈でよいか、回答を求める。</p>	
<p>○原子力規制委員会に設置した「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」の結論はまだ出ていないということか。結論が出る前の再稼働は認めないということか、回答を求める。</p>	
<p>○原子力規制委員会が、「放射線被ばくへの対策よりも、生命、身体を守り、生活を維持する対策を講じることが必要と考える」としているのは、被ばくをする可能性があるということか、回答を求める。</p>	
<p>○「避難計画」の実効性の有無を判断する基準があるのか、回答を求める。</p>	

要望項目	左に対する対応方針等
○内閣府政策統括官（原子力防災担当）が、避難計画の改定は、各自治体の判断としつつ、「島根地域の緊急時対応」は、現時点で改定の必要がないとしているが、「避難計画」の最終責任は、国ということによいか、回答を求める。	県としては、島根原発は安全が第一義と考えており、島根原発2号機の安全対策に関しては、専門家である原子力安全対策顧問の意見、住民の意見、米子市及び境港市の意見、県議会の意見を聞いた上で中国電力に意見するとともに、必要な事項については国に要望を行う。
④島根原発に対する「南海トラフ」の影響は、今回の「臨時情報」の範囲だけでなく、全面的に評価をし直すこと。	島根原発の基準地震動の設定に当たっては、南海トラフ地震の影響も考慮した上で評価済ではあるが、島根原発の安全性に対する影響について国に問い合わせているところである。
⑤中国電力が、島根原発2号機の安全対策工事は、64項目中56項目が終わり、ほぼ工事が完了したと報告した。知事は、工事の報告をもって、再稼働の可否を判断するとしてきた。そしてこの度の報告を受けて、「よく精査する必要があるとし、専門家への説明の機会の確保、プラント調査をする」と述べた。県議会全員協議会や、住民、両市議会への説明の機会も確保すること。また、ほぼ工事が終わったと言うが、10月完了予定が8項目（機器・配管等耐震補強工事、防火防護対策の強化、高圧電源炉代替注水設備の設置、常設低圧代替注水設備の設置、残留熱代替除去系設備の設置、フィルタ付きベント設備の設置、逃がし安全弁駆動用の蓄電池の設置、窒素ガスポンベの設置、格納容器内雰囲気監視機能の強化）あり、能登半島地震を踏まえて求められる対策も含まれており、残りの対策を終えずして、工事を了とはしないこと。また、「電源確保（所内常設直流電源3系統目）の設置」、「特定重大事故等対処施設の設置（テロ対策）」は2028年度までの完了予定であるが、これも再稼働の是非の判断の条件とすること。	中国電力からは、各機器の設置は終わり、現地で確認できる状態との報告を受けている。特定重大事故等対処施設等については、法令で設計及び工事計画に認可から5年以内の設置（2028年8月29日まで）が求められている。
⑥島根原発1号機の廃炉計画の中で、2024年度上半期としてきた、青森県六ヶ所村の再処理工場は、結局、完成していない。使用済み核燃料が再処理できないまま、島根原発2号機の再稼働を進めれば、使用済み核燃料がたまるばかりである。それでも、島根原発2号機を再稼働しても良いという考えなのか、回答を求める。	使用済燃料対策及び最終処分については、確実に実施できるよう国が前面に立って責任をもって対応している。